【資料1】

（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会の取組みと中間とりまとめについて

平成26年6月
新潟市障がい福祉課

障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例

目的：障がい者差別の解消

中間とりまとめ策定までの経緯

回数	日　程	検　討　内　容
－	H25.4.17	（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を設置
－	H25.4.21～ H25.6.20	障がいを理由とした生きづらさ・差別事例の募集（91通・167事例）
第１回	H25.6.20	座長及び副座長の選出、検討会の役割・今後の進め方について、 提言書・意見書について、差別解消法について
第２回	H25.7.18	差別事例の分析（福祉分野）
第３回	H25.8.22	今後の進め方・スケジュールについて
第４回	H25.9.19	各障がい種別の特性について　目的：障がいへの理解を深めること。 ※【参考資料１】P22～48参照
第５回	H25.10.17	差別事例の分析（第１回グループ討議）
第６回	H25.11.21	差別事例の分析（第２回グループ討議）
第７回	H25.12.19	差別事例の分析（第１回グループ発表・討議）
第８回	H26.1.16	差別事例の分析（第２回グループ発表・討議）
第９回	H26.3.20	中間とりまとめについて
第10回	H26.4.17	中間とりまとめについて

共に生きる新潟市づくり条例・中間とりまとめ【概要】

《条例に盛込むことが考えられる事項》

総則

1．条例の目的　**2．条例の名称**　**3．定義**　**4．市の責務・市民等の責務**

差別解消のための対応策

5．障がいを理由とした差別の解消

（1）不当な差別的対応の禁止

（2）合理的配慮の不提供の禁止

6．障がいを理由とした差別の未然防止策

（1）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

（2）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実

（3）障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み

（4）差別解消のための第三者機関

7．障がいを理由とした差別の事後対応策

相談・紛争解決機関の設置

8．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

（1）教育

（2）保育・療育

（3）就労支援

（4）情報・コミニケーション

（5）社会参加の機会の拡大

（6）居住場所の確保

（7）適切な説明及び情報提供

（8）プライバシーへの配慮

9．その他

１．条例の目的

障がいのある人を取り巻く状況について理解を深める施策を推進することにより、

障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現に寄与することを目的とする。

２．条例の名称

【名称】障がいのある人もない人も共に生きる
新潟市づくり条例

【略称】共に生きる新潟市づくり条例

【参考：検討会名】
（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会

3. 定義

区　分	説　　明
障がいのある人	身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
社会的障壁	障がいのある人にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
差別	客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不当な差別的対応を行うこと又は合理的配慮の不提供をいう
不当な差別的対応	障がい及び障がいに関連する事由を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること
合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者・市民等の周りの人が、その人の人権を尊重して、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にならないもの）などを行うこと

４. 市の責務及び市民･事業者の責務

事　項	内　容
市の責務	条例の実施に責任を有し、障がいを理由とした差別をなくし、条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること
市民及び事業者の責務	① 障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別をなくす取り組みを市と一体となって行うこと ② 障がいのある人自らが、その「生きづらさ」や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解と交流を深めていくこと ③ 障がいのある人が、自分とは異なる障がいについて理解を深めていくこと

５．障がいを理由とした差別の解消

① 不当な差別的対応の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者
→ 義務

② 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 → 義務

民間事業者 → 努力義務

不当な差別的対応とは

障がい及び障がいに関連する事由を理由として

区別、排除、制限その他の異なる対応をすること

不当な差別的対応の具体例

○ **「障がいがある」という理由だけで、**

【例】 ・スポーツクラブに入れないこと

・アパートを貸してもらえないこと

○ **「障がいに関連する事由」を理由として**、

【例】 ・車いすだからといって、お店に入れないこと

・タクシーや飲食店などで、盲導犬の同伴を断られること

「障がいがある」という理由で、障がいのない人と違う対応をすることは、**差別**

合理的配慮とは

障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、

障がいのある人の求めに応じて、

市や事業者・市民等の周りの人が、その人の人権を尊重して、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にならないもの）などを行うこと

合理的配慮の不提供の具体例

【例】

- （耳が聞こえないのに）聴覚障がいのある人に声だけで話す
- （文字が読めないのに）視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない
- （難しい説明がわからないのに）知的障がいのある人にわかりやすく説明しない

「合理的配慮の不提供（＝合理的配慮を行わないこと）」は、**差別**

6. 障がいを理由とした差別の未然防止策

（１）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

（２）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実

（３）障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み

（４）差別解消のための第三者機関

◆差別解消のための第三者機関の目的

① 制度や習慣、慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題などを解決すること

② 障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みについて協議・発信すること

③ 障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努める

７．障がいを理由とした差別の事後対応策

（１）　相談機関の設置

（２）　紛争解決機関の設置

（３）　助言・あっせん

（４）　勧告・公表

新潟市　相談・紛争解決機関（イメージ）

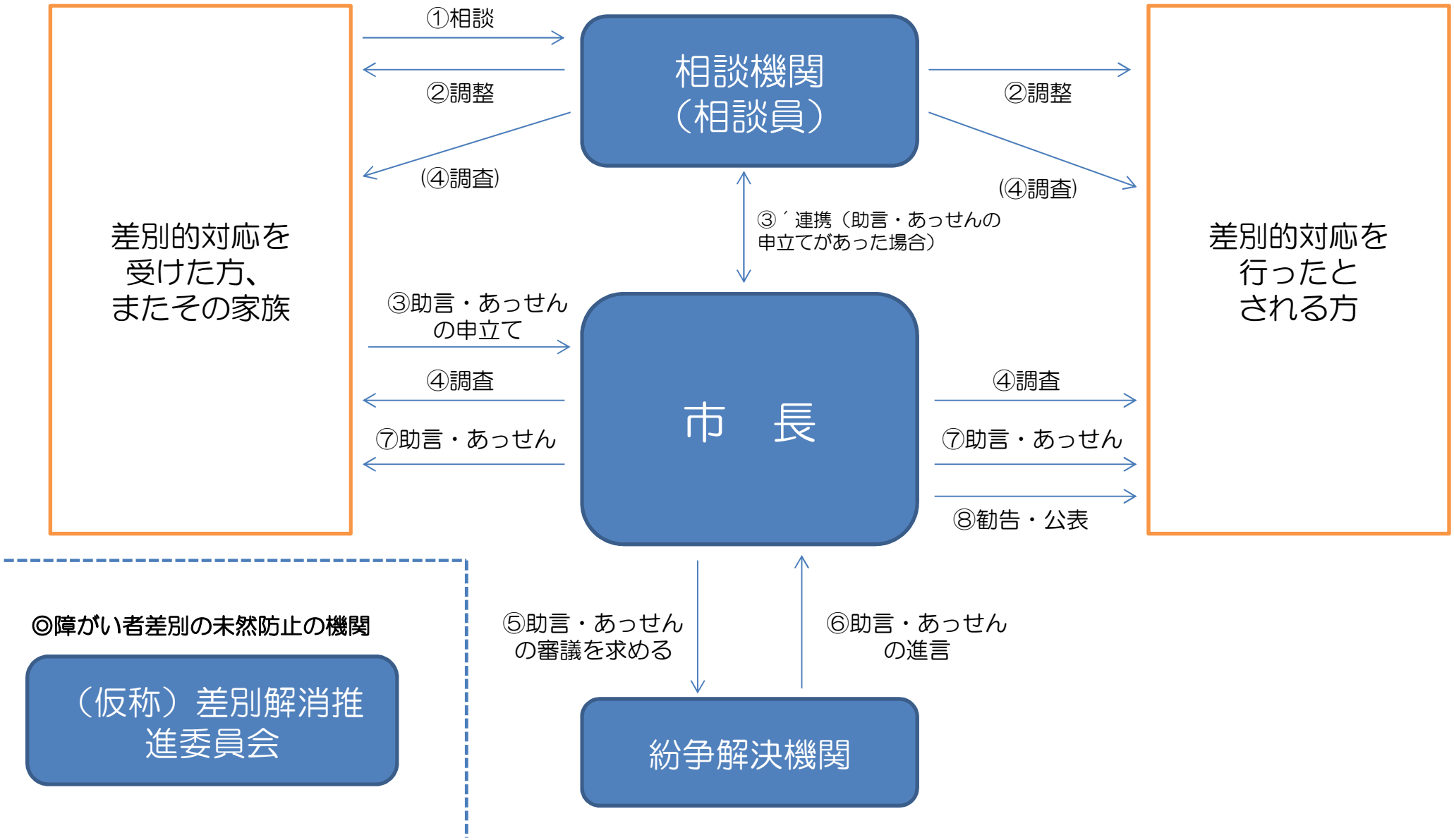

○罰則

第三者を交えた話し合いにより、相互理解に基づき改善・解決を図るという視点から、

<u>条例には罰則規定を設けない。</u>

８．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

(1)教育　(2)保育・療育　(3)就労支援

(4)情報・コミニケーション

(5)社会参加の機会の拡大　(6)居住場所の確保

(7)適切な説明及び情報提供

(8)プライバシーへの配慮

(1)教育

① 障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいのある人とない人が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図ること。

② 障がいのある人とない人との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ること。

③ 教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること。

④「個別の教育支援計画」について、障がいのある生徒・児童を対象に策定し、個人に合った合理的配慮を把握するとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備すること。

(２)保育・療育

・障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携し、家庭や本人の状況について確認・把握した上で、適切な支援につながる仕組みを構築すること。

(３)就労支援

①市は、障がいのある人が就労することにより自立した生活を送ることが出来るように、事業者、関係機関と連携し、障がいのある人が必要とする就労に係る相談や支援体制を整備すること。

②市は、関係機関と連携して、事業者に対して障がい者就労に関する制度の周知を図ること。

③市及び事業者は、障がいのある人の特性を理解し、障がいのある人が働ける機会を広げるとともに、就労が継続するように取り組むこと。

(４)情報・コミニケーション

① 市は、障がい者が自ら選択するコミニケーション手段を利用できるよう、コミニケーション手段の普及啓発や利用拡大の支援するとともに、コミニケーションに係る相談や支援体制を整備すること。

② 市は、災害時に障がいのある人と速やかに連絡が取れるようにするとともに、それぞれの障がいの特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行うこと。

③ 市及び事業者は、障がいのある人が地域で生活するために必要なサービス提供の際に、コミニケーションが難しい障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。

④ 市及び事業者が情報の発信、受け取りを行うときは、意思疎通が困難な障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。

(5)社会参加の機会の拡大

① 市が、道路や建物などの施設を整備や管理をする場合は、障がいのある人の障がい特性を理解して行うこと。また、設計や施工、建築確認をするときに、障がいのある人が使いやすいようになっているかどうかの配慮を行うこと。

② 公共の建物を管理する事業者や公共交通機関は、障がいのある人が建物等を利用するときは、障がいのある人の障がい特性を理解して、手助けを行うなどの配慮を行うこと。

(６)居住場所の確保

・市は、障がいのある人が自分の意思に反する施設入所等でなく、自ら選択した地域で生活できるよう、居住の場の確保、居住の継続のために必要な施策を行うこと。

(７)適切な説明及び情報提供

・障がいのある人及びその家族が差別感を感じないようにするため、市及び事業者が、障がいのある人及びその家族に対して適切な説明及び情報提供を行うこと

(８)プライバシーへの配慮

・障がいのある人のプライバシーに配慮して支援を行うこと

今後のスケジュール

回数	日　程	検　討　内　容
	H26.6～7	【各区で市民との意見交換会】
第11回	H26.9.18	「条例（案）」について
第12回	H26年度後半	「条例（案）」について
第13回	H26年度後半	「最終とりまとめ（案）」作成
	H26年度後半	【パブリックコメント】
	H26年度後半	【議会審査】
	H27年度	【条例公布・施行】

まとめ

条例が求める主なもの

【市民】

・障がいのある人に対する理解を深めること

・障がいのある人自らが、その生きづらさや思いを積極的に周囲に伝えること

・障がいのある人が、自分とは異なる障がいについて理解を深めていくこと

・差別的な対応を受けた場合、相談機関・紛争解決機関が対応

【市・事業者】

・障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施

・障がい特性を考慮した合理的配慮を行うこと

・適切な説明及び情報提供を行うこと

サービス提供、教育、道路･建物の整備、雇用、医療、情報提供などの様々な場面